

出入国管理統計による「不法」残留外国人数の推計

森 博 美

まえがき

昭和63年3月の法務省入国管理局の発表によれば、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称）違反の容疑で62年中に摘発された外国人は14,129人にのぼった。この数字は一昨年と比べ人数で3,556人、率で対前年比34%の増加であった。またその内訳は、不法残留12,792人、不法入国542人、資格外活動372人、等となっており、特に男性外国人の増加（対前年比69.5%増）が目立っている。

なお、上記の不法残留者数12,792人はあくまでも摘発数であり、わが国に不法に残留する外国人全体の一部を反映したものにすぎないと考えられる。そこで本稿では、出入国管理統計ならびに外国人登録統計という二種類の業務統計を用いて、最近の外国人不法残留の実情把握を行うとともに残留者の規模に関する推計を試みる。

1. 外国人残留者数の動向

出入国管理統計は、出入国管理等の日常遂行される業務記録に基づいて作成される業務統計である。またそれは、毎日の処理件数を月及び年計として統計の形にまとめたいわゆる動態統計である。従って、これからある特定時点での残留外国人数といった静態量を直接求めることはできない。そこで以下では、一定期間をとりその間の残留数を積み上げるという方法によりその近似的数値を推計することにした。

各個人の入国時点と出国時点の間には、当然その者の国内における滞在期間に相当するタイムラグが存在する。その意味では、同一月における入国者と出国者とが同一の個人であるという保証はない。しかし、出国者のわが国における滞在期間の分布を見ると、3カ月以内の者が全体の95.3%で、1カ月以内の滞行者だけをとってみても89.1%を占めており、通常の入出国の場合、このタイムラグは一般には比較的短いことがわかる。また、月次レベルのデータでは顕在化するこのタイムラグに起因する入国者と出国者との個人レベルでの非対応性は、年次あるいはさらにそれ以上の長期にわたるデータでは各期間の相殺効果によりその大半の部分が吸収される。このことから、ある一定期間中にわが国に「入管法」による正規の手続きを経て入国し残留する外国人の数は、当該期間における外国人の入国者総数と出

国者総数の差によって近似することができる。これを以下では「外国人残留者数」と呼ぶことにする。

昭和50年から62年までの外国人残留者数は全体で 275,633人であり、そのうちアジア出身者が 222,999人と全体の81%を占めている。また、国別では、最も多いのがフィリピン出身者の79,248人で、次いで台湾の59,537人、以下、アメリカ31,607人、韓国25,238人、中国24,778人、等の順となっている（付表6の第1列参照）。

本稿末尾の付図1からも明らかのように、残留者が増加に転じたのは昭和54年である。その後58年までは全体としても年間 3,000人程度と比較的緩慢な増加にとどまっていた。しかし、59年以降は急激にその増加テンポが強まり、特にここ1、2年の急増ぶりには目をみはるものがある。もっとも、各年の入、出国者の差として各年次の残留者数を算定したため、62年の残留者数は、同年末の入国者の急増のため若干高めの数値となっている可能性がある。しかしながら、全体としては62年も前年とほぼ同様の傾向が維持されていると見ることができよう。

付図2、3は、特に残留者の多いいくつかの国についてこの間の残留者数の推移を示したものである。これらを見ると、58年以降の残留者の急増は、主にフィリピンと台湾からの入国者によって説明できる。また、62年の新たな傾向としては、それまでの残留数が最も大きいフィリピン及び台湾が対前年比較でそれぞれ 5,000人前後もその数を減少させているのに対し、中国からの残留者が急増している点が注目される。また、中国ほどではないにせよ、韓国、タイ、さらにバングラディッシュ、パキスタン等も昨年1年間に残留者の顕著な増加を記録しており、特にさいごの二国からの残留者の増加率が著しい。

2. 残留外国人の特性

出入国管理統計では、出・入国外国人の性・年齢別、在留資格別の集計結果が国別に公表されている。そこでまず、これらの結果を用いて、残留外国人についての大まかな特徴づけを与えておくことにする。

(1) 性・年齢別特性

付表1は、特に残留者が多い6カ国について、50年から62年の各年次の性・年齢別入・国者の差として算出した13年間の性・年齢別残留者数の合計を示したものである。

まず残留者の性別の特徴を見ると、全体として女性の残留者数が男性のそれを大幅に上回っていることがわかる。ちなみに〔女/男〕比を求めると、総数については1.91倍であるの

に対し、アジア州では2.08倍と女性比率がさらに高くなっている点が特徴的である。特に、韓国、フィリピンについては、この比率はそれぞれ7.27、4.03とアジア州全体の平均水準と比べても2倍あるいはそれ以上となっている。一方、中国の場合、女性の残留者の合計が6,039人であるのに対し男性は18,739人とその比率が他の諸国と完全に逆転している点が注目される。

次に残留者の年齢については、男女とも15才から34才までの若年層に集中しているのが特徴的である。ちなみに、男性では80.7%がまた女性では82.9%がこれらの年齢層によって占められており、特に女性の場合、20代だけで全残留者の60%に達している。ところで〔女／男〕比が特に高い韓国とフィリピンの女性について、15才から29才までの年齢層の割合を見ると、韓国が62.2%と総数におけるそれ(73.1%)よりもむしろ低い。これに対し、フィリピンの場合は、89.3%と極めて高く、これら2つの国は年齢分布に関しては著しい差異を見せている。なお、男女間のモード(最頻値)年齢の比較では、男性が25.3歳であるのに対し女性の場合23.0歳と、若干ではあるが女性の方が分布の中心年齢がやや低いことがわかる。

(2) 資格別特性

わが国に入国する外国人は、特例による上陸許可及び仮上陸許可の対象者を除き、付表2に掲げた在留資格の何れかによって在留することが「入管法」第4条によって規定されている。入国者は、空海港等において入国審査官から在留資格及び在留期間についての証印を受け、入国を許可される。一方、外国人出国者についても在留中の資格に関する統計が作成されている。従って、これらの統計から在留資格別の残留者数に関する一応の推計を行うことができる。

付表3は、57年¹⁾から62年までの6年間の国別の資格別残留者数を示したものである。

これによれば、残留者数が最も多い在留資格は、観光旅行等の(4-1-4)「短期滞在」で約12.9万人、次いで就学等の(4-1-16-3)「特定の在留資格」の2.8万人、以下、(4-1-9)「興行」2.2万人、(4-1-6)「留学」1.4万人、等の順となっている。

国別では、フィリピンの(4-1-9)「興行」、中国の(4-1-16-3)「特定の在留資格」での残留数が多いのが特徴的である。特に後者については、中国側が渡航規制を緩和したこと、また日本側も「留学生10万人受け入れ構想」を受けた形で、査証申請手続きを従来に比べ大幅に簡素化したことにより、タイやマレーシア等からの入国と同様に日本語学校等へのいわゆる「就学」目的での入国者が急増したことによるものと考えられる(付図4、5参照)。

ところで、付表3の資格別残留者数では、今回採用した算出方法の制約から入国後の在留資格変更許可分は考慮されていない。

「入管法」第20条に基づき例えば昭和60年1年間にわが国に在留する外国人から新たに提出された資格変更の申請数は15,664件で、前年からの旧受分及び「期間更新」から「資格変更」への取扱変更分と合わせ合計18,476件が受理された。審査の結果、このうち16,849人に関して審査の結果、在留資格の変更が許可された。

付表3の資格別残留者数は、入（出）国時に空海港等の審査窓口で提出されたE/Dカードに記載された在留資格の件数から積み上げられる出入国管理統計のデータに基づいて算出したものである。従って、在留期間中に他の在留資格への変更が発生した場合には、このようにして求めた当該資格の残留者数は変更許可分だけ実際よりも過大に、また逆の場合には過小に評価されるはずである。

現在、『年報』として公表されている出入国管理統計では、在留者の資格変更について地方入国管理局管内別の処理件数が受理、既済件数等の処理形態別に示されているだけである。従って、この公表結果からだけでは、内容にわたる資格変更状況については何等の情報も得られない。

ところで、55年以来6年ぶりにまとめられた白書『出入国管理』（61年版）には、部分的ながら、昭和60年1年間に許可された在留資格の変更状況が、変更許可前後の在留資格一覧表の形で公表されている（『同書』87頁 表18）。

この表から、変更が許可された16,849人についてその主な変更状況を見てみると、最も変更許可件数が多かったのは、(4-1-4)「短期滞在」から(4-1-16-1)「日本人の配偶者」への変更で、3,582人（変更許可総数の21.3%）であった。次いで多いのが(4-1-4)「短期滞在」から(4-1-16-3)「特定の在留資格」への変更で2,789人（16.6%）、以下、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から(4-1-16-1)「日本人の配偶者」へ2,060人（12.2%）、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から(4-1-6)「留学」へ1,799人（10.7%）、等となっている。なお、以上の変更分だけで変更許可件数全体の60%を超えている。

ところで、この表は、白書作成のために60年1年分の変更許可資料から特別に集計されたものであり、現在のところこの種の表については恒常的な集計作業は行われていない。また、この資格変更一覧表では、変更前については総変更許可件数の14.9%にあたる2,507人が、一方、変更後の資格についても990人（5.9%）が「その他」としてそれぞれ一括表示されている。この結果、多少表現形式に手を加え参考のために本稿末尾に掲げた付表5でも、多くのセルが不明（…）表示となっている。

資格変更の許可件数は57～62年の6年間に78,067人にもものぼっており、資格別残留者数の推計にあたってはこれらの資格変更による結果数字への影響を無視することはできない。

そこで、上に述べたようないくつかの制約を持つとはいえ、以下では次のような便宜的方

法により付表3の資格別残留者数に対して資格変更に伴う修正を試みることにした。

修正数の算定にあたっては、まず、国別の変更内容に関しての何等の情報も得られないことから、国別の資格別残留者数の把握は事実上断念せざるをえなかった。また、付表4の空白部分(…)に該当する諸資格に関しても、修正計算は同様に不可能である。従って、修正数の算定は、変更内容に関する情報が利用可能ないくつかの在留資格に限定してそれを行った。また、修正を試みた在留資格については、期間中の他の年についてのデータが存在しないことから、この6年間の変更許可実績が60年と同一の構造を持つと仮定してこの間の資格別変更数を推計した。

推計の手順は、まず変更許可数の利用可能ないくつかの資格について60年についての変更後と変更前の差から純変更許可件数を求め、同年の変更許可総数に対する比率を計算した。このようにして求めた資格別変更率にこの間の延べ変更許可数78,067を乗じ、資格別の変更許可数を変更推計値として算出した。推計結果は、表1に示した通りである。

表1 資格別残留者数

| 在留資格 | 60年の純変更許可件数 | 60年資格別変更率 | 変更推計値(57~62) | 修正前資格別残留者 | 修正後資格別残留者 |
|-------|-------------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| 4号 | -6,348 | (-37.7%) | -29,431 | 128,851 | 99,420 |
| 6号 | 890 | (5.3%) | 4,138 | 28,287 | 32,425 |
| 6-2号 | -141 | (-0.8%) | -625 | 21,775 | 21,150 |
| 9号 | -890 | (-5.3%) | -4,138 | 14,041 | 9,903 |
| 16-3号 | 977 | (5.8%) | 4,528 | 7,777 | 12,305 |

このような修正を施すと、(4-1-4)「短期滞在」資格での残留者が約9.9万人、(4-1-6)「留学」が3.2万人となる。また、(4-1-9)「興行」と(4-1-16-3)「特定の在留資格」での在留者数が修正前後で逆転していることがわかる。

(注1) なお、「入管法」の改正に伴い、57年にかなり大幅な在留資格の変更が行われた。

まず従来設けられていた在留資格(4-1-3)「通過」及び(4-1-16-4)「特定の在留資格」が廃止され、前者は(4-1-4)「短期滞在」に、また後者は(4-1-16-2)「特定の在留資格」に吸収された。また、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から「研修」のための入国ならびに「その被扶養者」がそれぞれ(4-1-6-2)、(4-1-15(6-2))として新たに分離された。さらに、同年分の結果から「一時庇護」項目が新設された。このため、今回、資格別の残留者数を計算する際には系列の接続性を考慮してデータの採用期間を57年以降のみに限定した。

3. 「不法」残留者数の推計

(1) 「不法」残留者の範囲と推計方法

「入管法」による不法残留者とは、上陸許可時に入国審査官から証印により付与される在留期間終了後も在留期間の更新等の所定の手続きを行うことなく在留する者をいう。しかし、本稿では、極めて形式的に、「今回の推計の対象とした期間（50～62年）中に「入管法」による正規の手続きを経て入国し、「外国人登録法」によって義務づけられた所定の登録手続きをすることなく在留する者（図1の⑥斜線部分）」を特に「「不法」残留者」ILNとして規定する。従って、密入国等の不法入国による残留者（同⑧）、50年以前からの残留者（同④）、さらには「入管法」の適用を受けない日米地位協定に基づく在留者（同⑦）等は、今回の残留者数算定の対象とはならない。また、登録外国人の中でも、「登録法」により義務づけられた5年毎の確認行為を行わず在留する者及び資格外活動の許可を受けることなく登録時に申告した在留資格以外の目的のために在留する未発覚の「入管法」違反者についてもそれ自体としては、今回推計の対象としたILNには含まれていない。

図1は、「不法」残留者の範囲を、出入国管理統計並びに外国人登録統計との関連で示したものである。

ところで、わが国の「外国人登録法」は、上陸の手続きを経て90日を超えて在留する外国人に対して60日以内に登録を行うことを義務づけている。例えば、上陸時に認められた在留期間60日未満の者が期間更新等の手続きを行うことなく在留する場合、「登録法」とは無関係に「入管法」の規定に従えば「不法残留」となる。その意味では図1の⑤の中にも「入管法」による「不法残留者」が含まれる。

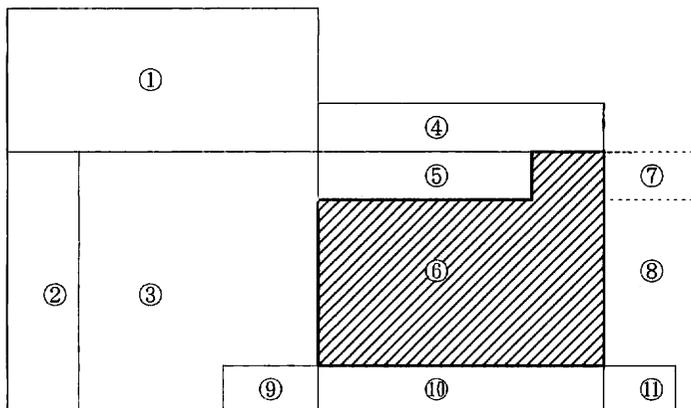
このように、本稿でその推計の対象とした「不法」残留者の定義そのものは「入管法」の規定による「不法残留者」とは異なる。しかしながらあえて「不法」残留者をこのように規定し出入国管理統計並びに外国人登録統計によりその推計を試みたのは、次のような理由からである。

まず、外国人就労がいわば構造化しているアメリカや西ヨーロッパ諸国等と異なり、わが国の場合、地理的・文化的特性の故に不法残留者全体に占める不法入国による残留者（図1の⑧）の割合はかなり小さいものと想像される。

第二に、わが国で就労を目的とした外国人の不法残留がいわゆる社会的現象として一般に知られるようになったのは比較的最近のことである。従って10年以上の期間をとりその間の出入国の動態統計値から残留者を算出することによって、現在わが国に残留する外国人数を

かなりの確度で把握することができるものと期待される。換言すれば、このことは図1の②+③+⑤+⑥に対して考察期間以前からの残留者④がほとんど無視しうるレベルであることを意味する。

図1 「不法」残留者の範囲（50～62年）



- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ① 49年末現在の外国人登録者 | ⑥ 50～62年の「不法」残留者 |
| ② 50～62年の出入国の手続きによらない登録者純増 | ⑦ 日米地位協定等による在留者 |
| ③ 50～62年の出入国による登録者純増 | ⑧ 不法入国残留者 |
| ④ 49年末日現在の非登録残留者 | ⑨ 資格外活動発覚者 |
| ⑤ 1, 2号資格在留者, 在留期間90日以内の在留許可者 | ⑩ 不法残留発覚者 |
| | ⑪ 不法入国発覚者 |

- (①+②+③) 外国人登録統計による登録者
- (②+③) 50～62年の登録者純増
- (③+⑤+⑥) 出入国管理統計による残留者
- (⑨+⑩+⑪) 「入管法」違反発覚者

第三に、期間更新等の手続きをすることなく「不法残留」する者については、E/Dカードの再集計によりその数の把握は可能であろう。しかし公表された諸統計からそれを行う場合、上記のような定義による「不法」残留者の推計という方法をとらざるをえない。これについては、わが国の「不法残留者」の中には登録時にその発覚をおそれて「登録法」による登録期限を超えても未登録のまま在留する者がかなり含まれると考えられることが上記の推計方法を根拠づけている。

これらの諸事情を考慮すれば、わが国は、このような方法で「不法」残留者を把握することによって不法残留そのものの実態にかなりの程度アプローチできるとどちらかといえば特異なケースであるといえる。

(2) 「不法」残留者数の推計

ここでは、 $I LN$ を、基本的には対象期間における「残留者数」 $I O$ と同一期間中の外国人「登録者純増数」 ΔRG との差として導く。なお、 ΔRG は、推計対象期間の「最終年の末日現在の登録数」 RG_1 から「開始年の前年末日現在の登録数」 RG_0 を減ずることにより求めた。

しかしながら、計算作業に入る前にこれらの数字を同一の統計概念レベルで比較できるようにするために、まず登録統計のカバレッジについて触れておかねばならない。

「登録法」第2条は、登録の対象となる「外国人」を「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、帰港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と規定している。これにより、特例による上陸許可者のうち上記に該当しない「（一時庇護のための上陸許可）」者、一般の上陸手続きによる在留者、さらに出生や日本国籍離脱等上陸の手続きをとることなく在留することになった外国人、が登録の対象者となる。

なお、上記の規定からも明らかなように、そもそも「入管法」の適用を受けない日米地位協定によりわが国に入国し在留するアメリカの軍隊の構成員、軍属並びにそれらの家族は登録の対象からは除外されている。また在留資格（4-1-1）「外交」及び（4-1-2）「公用」で入国し、在留する外国人についても、それぞれ「国際慣習法」と「国際礼讓」によって登録義務が免除されている。

以上のような登録統計のカバレッジに留意して、以下では $I LN$ を次のような「（修正）残留者」 MIO と「（修正）登録純増数」 MRG の差

$$I LN = MIO - MRG \quad \dots\dots\dots (1)$$

として推計する。なお、 MIO 及び MRG は、それぞれ次のような方法で算出した。

< 「（修正）残留者」 MIO 、 「（修正）登録純増数」 MRG の計算 >

(1) 日米地位協定による在留者。

いづれの統計においても対象外とされている。今回の推計においても対象外として扱っているため、ここではその存在は無視することにする。

(2) 外交, 公用資格での残留者数DO

これに該当する者DOは, 登録統計では対象外とされている。従って, カバレッジの点で登録数と比較可能なMIOを求めるためには, IOからこれらの者を控除する必要がある。従って, MIOは,

$$MIO = IO - DO \quad \dots\dots (2)$$

として求められる。なお, (4-1-1)「外交」, (4-1-2)「公用」資格での残留者については, 一般の残留者の場合と同様に期間中のそれぞれの資格での入国者総数と出国者総数との差として計算した。

(3) 出生による新規登録者数A

「登録法」第3条は, 出生や日本国籍離脱等上陸の手続きを経ることなくわが国に在留することになった外国人に対する60日以内の登録義務を規定している。

ところで, 出生に伴う新規登録者Aは, 入国の手続きを経おらず, 従ってIOにはカウントされていない。他方, この種の新規登録者AはΔRGの増加には寄与しており, そのままではILNの過小評価をもたらす。このため推計にあたっては, ΔRGから出生による新規登録者Aを控除する必要がある。

(4) 日本国籍離脱による新規登録数B

これに該当する者は, 日本人であったため残留者数IOには含まれていないが, 対象期間中に新規登録を行うことによりRGには追加されることになる。上記(3)と同様の理由により, これについてもΔRGからの控除が必要である。

(5) その他の理由による新規登録数C

(4-1-1)「外交」, (4-1-2)「公用」資格によって在留する者及び日米地位協定該当者からそれぞれ登録の対象となる在留資格該当者への変更に伴う新規登録がこれにあたる。これらのうちまず前二者に属する外国人は, 計算上はDOとしてすでに上記MIOから控除されている。一方, 後者は「入管法」による上陸の手続きを経ないためMIOにはそもそも含まれていない。故にこれらの理由による新規登録者Cは上記の(3), (4)の場合と同様に結果的にはILNの過小評価をもたらす。このため, この種の新規登録数についてもΔRGからの控除が必要である。

(6) 死亡による登録閉鎖数D, E, F, G

「登録法」第12条は, 出国者については出国時に, また死亡や日本国籍取得等出国の手続きを経ることなく外国人でなくなった場合には14日以内に所定の届出を行うことを義務づけている。この場合, 区市町村の登録課では入管局等からの連絡を受け, 当該外国人の登録を閉鎖する。なお, 再入国の許可を受けて出国する者及び「入管法」第61条の2の6の適用を

受ける「難民旅行証明書」による出国者については、登録はそのまま維持される。

(6-1) 50年以前入国登録者死亡数D

これに該当する外国人は、出入国管理統計では50年以前に入国手続きを済ませているため、本稿で規定したI O及びM I Oにはそもそも含まれていない。一方、登録統計では50年以前にすでに登録手続きが行われており、従って、期首の登録数 RG_0 にはカウントされている。しかし50～62年の間の本人死亡による登録閉鎖のため期末の登録数 RG_1 からは削除されており、 ΔRG はその分だけ減少する。従って、このようなカテゴリーに属する死亡数Dについては、I LNが過大に評価されるのを避けるため ΔRG への追加が必要である。

(6-2) 50年以後入国登録者死亡数E

これに該当する外国人は、期間中に残留し、新規登録を行うためM I Oにも ΔRG にもカウントされていた。しかし、死亡による登録閉鎖のため ΔRG は減少するものの、出国手続きを行っていないため死亡後も形式的にはM I Oに含まれる。その結果I LNは過大評価となり、この点を回避するためには、Eを ΔRG に加える必要がある。

(6-3) 50年以前入国非登録者死亡数F

このケースに該当する外国人は、本稿が対象としている期間以前に入国し不法に残留している者で、図1の④に該当する。しかし、今回は特に算定の対象期間を50年以降に限定してI LNの推計を試みたため、このようなカテゴリーに属する死亡数FはM I Oにも ΔRG にも含まれていない。従って今回の推計ではその存在を無視することができる。

(6-4) 50年以後入国非登録者死亡数G

これに属する外国人は、M I Oには含まれているが、 ΔRG には含まれていない。このような者の死亡が発生した場合、現実には全体の「不法」残留数は小さくなる。従ってこれについては、I LNの過大評価を防ぐため、本来的にはM I Oからの控除項として扱うのが適当である。

ところで、厚生省の「人口動態統計」には在留外国人の年間死亡数が公表されている。これは外国人登録とは独立に同省の業務統計として国内に居住する外国人の全てを対象に作成されており、その中には当然、非登録者死亡数も含まれているはずである。しかしながら、実際には付表5の参考欄にも示されているように、この間の「人口動態統計」による外国人死亡数は、登録統計の死亡による登録閉鎖数を恒常的に下回っている。このため今回の計算では、便宜上 $G = 0$ として処理した。

(7) 日本国籍取得による登録閉鎖数H, I

(7-1) 50年以前の入国外国人による日本国籍取得H

このような外国人は対象期間以前に入国手続きを済ませ、また日本国籍を取得したため出国手続きは行っていない。従って、これらの者はI OにもM I Oにもカウントされていない。一方、この件数はRG₀に含まれており、国籍取得による登録閉鎖は、ΔRGを減少させる。I L Nの過大評価分を調整するためこのような国籍取得数HについてはΔRGに追加する必要がある。

(7-2) 50年以後の入国外国人による日本国籍取得I

これに該当する国籍取得者は、対象期間中に外国人として入国手続きを行ない、その後日本国籍を取得したため出国手続きは行っていない。従って、このような国籍取得者IはM I Oに含まれる。一方、登録統計では、外国人としての登録期間中は登録数としてカウントされるが、国籍取得により登録が閉鎖された時点で登録から抹消される。その結果、RG₀にもRG₁にも、従ってΔRGにも含まれない。これらの理由から、I L Nは過大に評価されることになる。これらについても同様に、ΔRGへの追加が必要である。

(8) その他の理由による登録閉鎖数J, K

(8-1) 日米地位協定該当者, (4-1-1)「外交」、(4-1-2)「公用」、への在留資格変更による登録閉鎖J

これらのカテゴリーに属する者は「入管法」による出国手続きを行っていないため資格変更後もM I Oには含まれる。しかし登録の閉鎖に伴いΔRGはその件数の分だけ減少する。従って、I L Nの過大評価を防ぐため、その件数についてもΔRGへの追加が必要である。

(8-2) 再入国許可の失効による登録閉鎖K

先にも述べたように、再入国の許可による出入国の場合は、登録の閉鎖は行われず、その限りでは登録統計と出入国管理統計の取扱の上で差異が生じる。しかし、再入国許可による出国という性格上、長期的にはこの種の出国数は再入国数とバランスするはずである。また、再入国許可による出入国者数の間に乖離（出国超過）が発生する場合にも、それが再入国許可の失効に係るものについては、許可の取消し時点で登録閉鎖として登録統計から抹消される。この意味で、失効による登録閉鎖に該当する部分Kは、すでにΔRGの中に控除項目として含まれている。従って、MRGとΔRGとの比較可能性を維持するために、Kについては、「その他の理由による登録閉鎖数」から除外して取り扱わねばならない。

以上の点を考慮して、(修正)登録数MRGは次のように算定できる。

$$MRG = \Delta RG - A - B - C + D + E + H + I + J \dots\dots\dots (3)$$

< 「不法」 残留者数 I L N の計算 (昭和50~62年) >

ところで、これらの登録並びに閉鎖に関する届出処理件数については、法務省で毎年度「新規登録・登録閉鎖件数」として業務統計の形でまとめられており、また法務省入国管理局の編集による白書『出入国管理の回顧と展望』(昭和55年度版 177頁)、及び『出入国管理』(昭和61年度版 145頁)にもその数字が公表されている。

そこで、50年以降のこれらの実績数を用いて50年から62年までの「不法」残留者 I L N を推計してみよう。(各数値については付表5参照)

| | | |
|-------|---|----------|
| I O | = | 275, 633 |
| D O | = | 2, 782 |
| G | = | 0 |
| Δ R G | = | 138, 460 |
| A | = | 150, 604 |
| B | = | 3, 511 |
| C | = | 4, 969 |
| D + E | = | 54, 262 |
| H + I | = | 104, 387 |
| J | = | 5, 476 |

これらの数値を(2)、(3)式にそれぞれ代入して、

$$M I O = 275, 633 - 2, 782 = 272, 851$$

$$M R G = 138, 460 - 150, 604 - 3, 511 - 4, 969 + 54, 262 + 104, 387 + 5, 476 = 143, 501$$

ゆえに、「不法」残留者数 I L N は

$$I L N = M I O - M R G = 272, 851 - 143, 501 = 129, 350$$

となる。

わが国に入国する外国人の中には入国後直ちに登録の申請を行うケースがあり、登録業務を所管する市町村役場の登録課では、このような申請があった場合にも通常それを受理している。しかしこの種の登録は一般的に滞在期間が90日を越えることが見込まれる者があらかじめ登録を済ませる場合がその大半である。R G₀及びR G₁に含まれるこのような早期登録者はその差の分だけΔ R Gを拡大し、結果的にはI L Nの水準を引き下げることになる。この点で、上記の推計値は、本稿で特に規定した「不法」残留者の定義に照らしても幾分過小に評価されている。

なお、付表6には、参考のためにこの期間中の残留者数 I O、外交、公用資格での残留者数 D O、さらにはこの間の登録者の純増数Δ R Gについての国別のデータを掲げておいた。

上述の新規登録及び登録閉鎖に伴う修正分が考慮されていないとはいえ、この表から国別の「不法」残留者の規模についてのおおまかな把握を行うことができよう。

あとがき

本文でも指摘したように、本稿でその推計を試みたのは、あくまでもいくつかの条件の下での「不法」残留者数に他ならない。その意味では、もちろんこの算出結果は客観的存在としての「不法残留者」はもとより「入管法」に規定された「不法」概念とも一致するものではない。また、推計の過程についても、利用可能な集計データの不足からかなり大胆な仮定の下に作業を進めた部分もいくつか含まれている。さらには、推計にあたって基本的には暦年データに依拠したものの、一部は年度データによらざるをえなかった。このように、統計利用面でのデータの斉合性という点でもいくつかの問題点を含んでいるのは事実である。

このようにいくつかの点で制約を持つとはいえ、今回の算出結果は、わが国における不法残留者の近似的推計値としても一定の意味を持つものと考えられる。

付表1 性・年齢別残留者数(50~62年計)

| | | 総数 | 0~4 | 5~9 | 10~14 | 15~19 | 20~24 | 25~29 | 30~34 |
|---|-------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 男 | 総数 | 94,794 | 9,450 | 3,779 | 2,968 | 10,404 | 26,281 | 27,288 | 12,554 |
| | アジア州 | 72,422 | 3,788 | 2,143 | 2,452 | 5,190 | 22,272 | 22,108 | 10,567 |
| | 中国 | 18,739 | 518 | 936 | 1,091 | 1,530 | 3,699 | 3,750 | 3,644 |
| | 台湾 | 15,870 | 851 | 369 | -360 | 475 | 4,540 | 5,099 | 1,468 |
| | 韓国 | 3,050 | 945 | 333 | 248 | -201 | 1,252 | 2,871 | 575 |
| | フィリピン | 15,740 | 571 | 277 | 164 | 864 | 3,955 | 4,579 | 2,625 |
| | タイ | 3,716 | 51 | 70 | 48 | 534 | 1,512 | 716 | 531 |
| | アメリカ | 12,487 | 3,755 | 957 | 367 | 3,922 | -349 | 2,051 | 1,091 |
| 女 | 総数 | 180,839 | 9,322 | 3,687 | 2,933 | 23,774 | 68,960 | 39,419 | 17,801 |
| | アジア州 | 150,577 | 3,922 | 2,023 | 2,267 | 19,506 | 58,030 | 34,608 | 15,469 |
| | 中国 | 6,039 | 472 | 877 | 1,092 | 912 | 313 | 549 | 1,023 |
| | 台湾 | 43,667 | 864 | 497 | 507 | 3,455 | 12,615 | 10,432 | 7,068 |
| | 韓国 | 22,188 | 1,027 | 300 | 257 | 689 | 5,846 | 7,271 | 3,438 |
| | フィリピン | 63,508 | 746 | 272 | 309 | 12,949 | 32,663 | 11,093 | 2,075 |
| | タイ | 12,057 | 66 | 48 | 74 | 857 | 4,441 | 4,258 | 1,648 |
| | アメリカ | 19,120 | 3,547 | 1,078 | 256 | 1,971 | 6,065 | 2,588 | 1,533 |
| | | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 | 65~69 | 70~ |
| 男 | 総数 | 3,056 | 812 | -445 | -433 | -531 | -258 | -177 | -150 |
| | アジア州 | 2,914 | 1,104 | 229 | -77 | -115 | 137 | -114 | -227 |
| | 中国 | 1,820 | 1,152 | 367 | 130 | 45 | 79 | -8 | -16 |
| | 台湾 | 537 | 392 | 192 | 342 | 351 | 319 | 164 | 96 |
| | 韓国 | -948 | -831 | -430 | -42 | -171 | -86 | -132 | -304 |
| | フィリピン | 1,549 | 725 | 250 | 61 | 33 | 12 | 13 | 53 |
| | タイ | 175 | 115 | 29 | -61 | 3 | -15 | -2 | 4 |
| | アメリカ | 417 | 134 | -18 | 33 | -73 | -83 | 123 | 95 |
| 女 | 総数 | 7,608 | 4,005 | 1,708 | 815 | 797 | -48 | -85 | -15 |
| | アジア州 | 6,504 | 3,739 | 1,853 | 1,094 | 1,089 | 179 | 226 | 10 |
| | 中国 | 535 | 479 | 221 | -13 | -115 | -205 | -42 | -61 |
| | 台湾 | 3,086 | 1,489 | 1,086 | 702 | 997 | 432 | 213 | 190 |
| | 韓国 | 1,546 | 710 | 591 | 493 | 256 | -15 | 93 | -299 |
| | フィリピン | 1,121 | 1,323 | 254 | 124 | 156 | 151 | 74 | 189 |
| | タイ | 492 | 77 | 11 | 17 | 21 | 1 | 3 | 37 |
| | アメリカ | 1,073 | 479 | 322 | 82 | -25 | 29 | -14 | 83 |

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。

マイナスは出国超過を示す。

付表2 在留資格一覧表

| 在留資格 | 在留資格に該当する者 |
|---------|---|
| 4-1-1 | 外交官、領事官、これらの者の随員、これらの者の家族 |
| 4-1-2 | 日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者、その家族 |
| 4-1-4 | 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。） |
| 4-1-5 | 貿易、事業又は投資活動を行う者（企業の管理者や経営者） |
| 4-1-6 | 留学生（短期大学以上の教育機関で研究を行い、又は教育を受ける者） |
| 4-1-6-2 | 本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者 |
| 4-1-7 | 学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者（短期大学以上の教育研究機関で、専任の講師、助教授又は教授の職にある者） |
| 4-1-8 | 芸術上又は学術上の活動を行おうとする者（音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者） |
| 4-1-9 | 収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー、裏方、付人等） |
| 4-1-10 | 宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。） |
| 4-1-11 | 外国の新聞、放送、映画、その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。） |
| 4-1-12 | 産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者 |
| 4-1-13 | 熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のコックや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない。） |
| 4-1-14 | 永住しようとする者 |

（つづく）

| 在留資格 | 在 留 資 格 に 該 当 す る 者 |
|----------|--|
| 4-1-15 | 在留資格4-1-5 から4-1-13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり，就職したり，他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。） |
| 4-1-16-1 | 日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本邦に在留する場合） |
| 4-1-16-2 | 昭和27年法律第 126号第 2 条第 6 項に該当する者の子で同法施行の以後本邦で出生したもの又は昭和28年政令第 404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの |
| 4-1-16-3 | 法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者。例えば医師，語学学校教師，各種学校生徒，日本人等の扶養親族などに与えられる。） |

『在留外国人統計』（62年版）（法務省入国管理局）1頁。

付表3 資格別残留者数(57～62年計)

| | 総数 | 1 外交 | 2 公用 | 4 短期 滞在 | 5 貿易 事業 | 6 留学 | 6-2 研修 | 7 教授 | 8 芸術 | 9 興行 | 10 宗教 |
|-------|---------|---------|---------|---------------|---------------|---------|-----------|---------|---------|---------|----------|
| 総数 | 207,374 | 1,616 | 1,468 | 128,851 | 3,665 | 14,041 | 7,777 | 304 | 2,001 | 21,775 | 787 |
| アジア州 | 176,488 | 527 | 515 | 112,152 | 1,635 | 10,608 | 6,342 | 165 | 1,241 | 19,751 | 148 |
| 中国 | 15,952 | 72 | 92 | -2,869 | 139 | 2,068 | 2,356 | 61 | 584 | -2,562 | -4 |
| 台湾 | 42,530 | 0 | -1 | 25,633 | 197 | 3,644 | 333 | 56 | 148 | 3,319 | 19 |
| 韓国 | 17,200 | 264 | 176 | 12,849 | 1,187 | 2,888 | 647 | 18 | 311 | 576 | 99 |
| フィリピン | 71,162 | 43 | 42 | 55,083 | -13 | 104 | 574 | 12 | 12 | 18,024 | 11 |
| タイ | 13,024 | 42 | 26 | 10,832 | 8 | 380 | 1,157 | 1 | 29 | 45 | 3 |
| アメリカ | 17,984 | 288 | 369 | 11,845 | 920 | 467 | 195 | 37 | 333 | 622 | 568 |

| | 11 報道 | 12 高度 技術 | 13 永住 | 14 熟練 | 16-1 日本人の 配偶者 | 16-2 特定在 留資格 | 16-3 特定在 留資格 | 協定 永住 | 法126 2-6 | 一時 庇護 |
|-------|----------|----------------|----------|----------|---------------------|--------------------|--------------------|----------|-------------|----------|
| 総数 | 134 | -28 | 1,254 | -3,738 | 3,562 | 346 | 28,287 | -4,830 | 409 | 1,709 |
| アジア州 | 52 | -2 | 1,075 | -3,365 | 3,677 | 345 | 24,432 | -4,830 | 399 | 1,706 |
| 中国 | 1 | -4 | -139 | -207 | 1,212 | 7 | 15,138 | 0 | 8 | 0 |
| 台湾 | 11 | 2 | 840 | -115 | 1,274 | 68 | 7,033 | 0 | 81 | 0 |
| 韓国 | 45 | -1 | 17 | -2,853 | 1,450 | 255 | 3,880 | -4,827 | 230 | 0 |
| フィリピン | -8 | 0 | -2 | -66 | -490 | 0 | -2,133 | 0 | 0 | 0 |
| タイ | 2 | 0 | 8 | -9 | 164 | 0 | 338 | 0 | 0 | 0 |
| アメリカ | 51 | -33 | 0 | -185 | -458 | -1 | 3,053 | 0 | 3 | 0 |

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。但し、4-1-15「被扶養者」は、それぞれ4-1-5, 6, 6-2, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13号の在留資格者に加算した。また、この表の数字には在留中の資格変更分は含まれていない。

付表4 在留資格変更許可前後の在留資格一覧(60年)

| | | 変 更 後 の 在 留 資 格 | | | | | | | | | | | | | | | 協定 | 法126 | 一時 | |
|------|-------|-----------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| | | (第 4 条 1 項) | | | | | | | | | | | | | 永住 | 2-6 | 庇護 | | | |
| | | 4 | 5 | 6 | 6-2 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16-1 | 16-2 | 16-3 | | | |
| | 16849 | 734 | 74 | 293 | 237 | ... | 52 | 9 | 9 | ... | ... | ... | ... | 546 | 6349 | ... | 5556 | ... | ... | ... |
| 4 | 7082 | | 29 | 293 | 60 | ... | 16 | 7 | 2 | ... | ... | ... | ... | 233 | 3582 | ... | 2789 | ... | ... | ... |
| 5 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 6 | 1403 | 170 | 3 | | 118 | ... | 16 | 0 | 2 | ... | ... | ... | ... | 49 | 205 | ... | 768 | ... | ... | ... |
| 変 | 6-2 | 378 | 87 | 6 | 23 | ... | 5 | 0 | 0 | ... | ... | ... | ... | 6 | 11 | ... | 234 | ... | ... | ... |
| 更 | 7 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 前 | 8 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| の | 9 | 900 | 187 | 0 | 2 | 0 | ... | 0 | 0 | ... | ... | ... | ... | 0 | 76 | ... | 634 | ... | ... | ... |
| 在 | 10 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 留 | 11 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 資 | 12 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 格 | 13 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 14 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 15 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 16-1 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 16-2 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 16-3 | 4579 | 177 | 25 | 1799 | 42 | ... | 10 | 0 | 3 | ... | ... | ... | 157 | 2060 | ... | | ... | ... | ... |
| 協定 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 法126 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 庇護 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

『出入国管理』87頁より作成。

なお、同書では比表示部分(…)は「その他」として一括表示されている。

付表5 新規登録及び登録閉鎖件数

| 年度 | 新規登録 | | | | 登録閉鎖 | | | | (参考) 人口動態統計 外国人死亡数 |
|----|---------|---------|-------|-------|---------|--------|---------|-------|--------------------------|
| | 入国 | 出生 | 国籍離脱 | その他 | 出国 | 死亡 | 国籍取得 | その他a) | |
| 50 | 61,993 | 14,336 | 322 | 517 | 59,854 | 3,978 | 9,057 | 724 | 3,599 |
| 51 | 53,494 | 13,745 | 353 | 427 | 51,790 | 3,841 | 5,294 | 600 | 3,637 |
| 52 | 52,260 | 13,240 | 286 | 463 | 48,590 | 4,053 | 5,402 | 471 | 3,629 |
| 53 | 52,668 | 12,792 | 252 | 601 | 47,706 | 3,967 | 7,324 | 474 | 3,805 |
| 54 | 62,091 | 12,789 | 265 | 384 | 56,373 | 4,079 | 6,484 | 351 | 3,901 |
| 55 | 67,266 | 12,110 | 271 | 498 | 58,934 | 4,058 | 8,190 | 382 | 3,831 |
| 56 | 67,289 | 11,887 | 220 | 321 | 54,935 | 4,251 | 9,320 | 269 | 3,938 |
| 57 | 67,031 | 12,056 | 219 | 303 | 55,660 | 4,295 | 7,814 | 322 | 4,033 |
| 58 | 69,588 | 12,187 | 189 | 211 | 53,049 | 4,254 | 6,708 | 170 | 4,018 |
| 59 | 80,998 | 11,409 | 207 | 251 | 61,386 | 4,287 | 9,253 | 282 | 4,065 |
| 60 | 94,614 | 8,454 | 323 | 320 | 69,520 | 4,459 | 13,927 | 375 | 4,157 |
| 61 | 111,932 | 7,999 | 314 | 237 | 83,509 | 4,274 | 11,148 | 378 | 4,147 |
| 62 | 142,147 | 7,600 | 290 | 436 | 96,361 | 4,466 | 14,913 | 678 | 4,114 |
| 計 | 983,371 | 150,604 | 3,511 | 4,969 | 797,667 | 54,262 | 104,387 | 5,476 | 50,874 |

『出入国管理の回顧と展望』（昭和55年度版）177頁、『出入国管理』（昭和61年度版）145頁及び法務省入管局資料より作成。

a)：再入国不許可件数を除く。

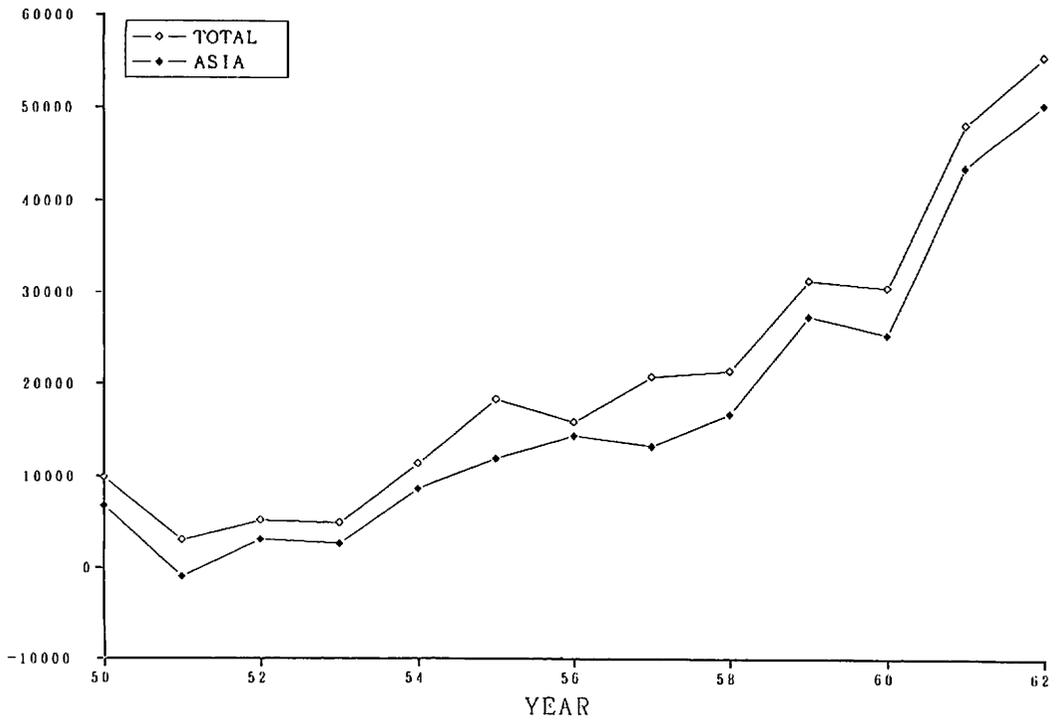
付表6 国別残留者数及び登録者数（50～62年）

（アジア各国及びアメリカ）

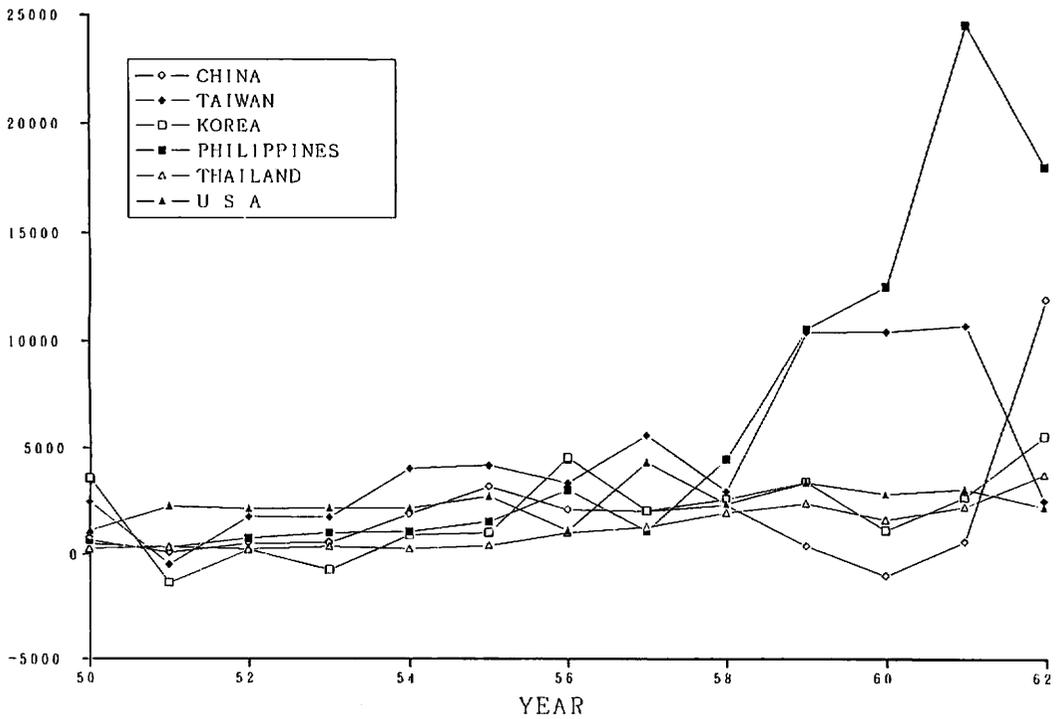
| | 残留者数 (50～62年) (IO) | 外交・公用 残留者数 (DO) | (修正) 残留者数 (MIO) | 登録者 純増数 (ΔRG) |
|----------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 総数 | 275,633 | 2,782 | 272,851 | 138,460 |
| アジア州 | 222,999 | 1,091 | 221,908 | ... |
| アフガニスタン | 107 | 17 | 90 | 98 |
| アラブ首長国連邦 | 16 | 24 | -8 | -12 |
| ビルマ | 409 | -9 | 418 | 300 |
| バーレーン | -12 | 2 | -14 | 2 |
| ブータン | 7 | -1 | 8 | -1 |
| バングラデシュ | 5,241 | -11 | 5,252 | 1,206 |
| カンボジア | 682 | -26 | 708 | 878 |
| スリランカ | 730 | 10 | 720 | 476 |

| | 残留者数 (50~62年) (IO) | 外交・公用 残留者数 (DO) | (修正) 残留者数 (MIO) | 登録者数 純増 (ΔRG) |
|---------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 中 国 | 24,778 | 266 | 24,512 | 47,800 |
| 台 湾 | 59,537 | -1 | 59,538 | ... |
| 香 港 | -975 | 0 | -975 | 6 |
| キ プ ロ ス | 51 | 1 | 50 | 1,031 |
| イ ン ド | 772 | 39 | 733 | 827 |
| インドネシア | 340 | -42 | 382 | 593 |
| イ ラ ン | 599 | 22 | 577 | 7 |
| イ ラ ク | 156 | 31 | 125 | 74 |
| イスラエル | 119 | 5 | 114 | 35 |
| ヨ ル ダ ン | 1 | -13 | 14 | 330,691 |
| 韓 国 | 25,238 | 610 | 24,628 | -1,212 |
| 北 朝 鮮 | -1,212 | 0 | -1,212 | -20 |
| ク ウ ェ ー ト | -41 | 20 | -61 | 597 |
| ラ オ ス | 50 | -17 | 67 | 5 |
| レ バ ノ ン | 44 | -2 | 46 | 1,897 |
| マ レ ー シ ア | 1,888 | 71 | 1,817 | 20 |
| モ ン ゴ ル | 32 | 11 | 21 | ... |
| オ マ ー ン | 9 | 14 | -5 | 3 |
| モ ル ジ ブ | 0 | -1 | 1 | 258 |
| ネ パ ー ル | 319 | -42 | 361 | 1,201 |
| パ キ ス タ ン | 5,718 | 65 | 5,653 | 22,259 |
| フ ィ リ ピ ン | 79,248 | 19 | 79,229 | 1 |
| カ タ ー ル | -34 | -9 | -25 | 58 |
| サ ウ ジ ア ラ ビ ア | 81 | -4 | 85 | 26 |
| シ リ ア ・ ア ラ ブ | 13 | 8 | 5 | 550 |
| シ ン ガ ポ ー ル | -320 | 21 | -341 | 2,850 |
| タ イ | 15,773 | 0 | 15,773 | 55 |
| ト ル コ | 100 | -4 | 104 | 3,208 |
| ベ ト ナ ム | 2,957 | -32 | 2,989 | 0 |
| イエメン・アラブ | 6 | 6 | 0 | 1 |
| イ エ メ ン | -1 | -2 | 1 | 0 |
| ア メ リ カ | 31,607 | 531 | 31,076 | 9,395 |

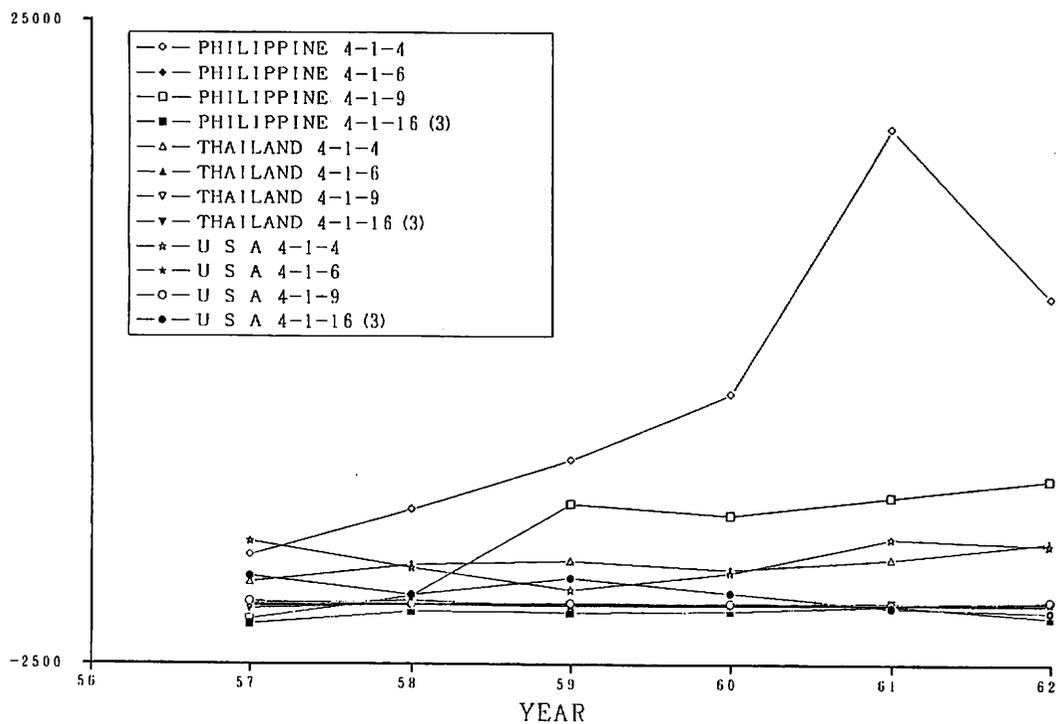
付図1 年次別残留者数の推移



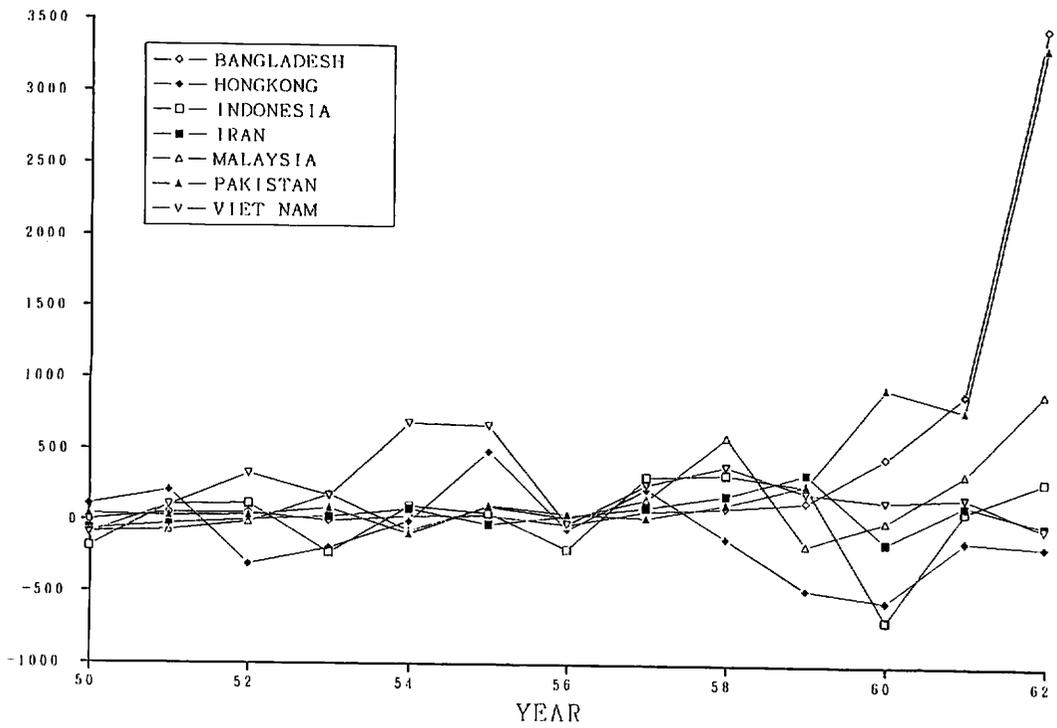
付図2 国別残留者数の推移(1)



付図5 国別・資格別残留者数の推移(2)



付図3 国別残留者数の推移(2)



付図4 国別・資格別残留者数の推移(1)

